

平成30年度 西日本豪雨による観光被害回復事業

～ くろしお 秋～春 観光周遊キャンペーン ～

手続きの流れ 事業所 ⇔ お客様

■キャンペーンPR・誘客

キャンペーン期間前、期間中におけるキャンペーンPR、問い合わせ時の対応をお願いします。

対象者：キャンペーンをきっかけに（又は事業所が営業して）宿泊・体験を利用された町外在住の方

※売店等の物品販売やレストランのみ利用は該当にはなりません。

※高知県・黒潮町アマススポーツ合宿支援事業助成金、NPO砂浜美術館スポーツ誘致による宿泊・体験は該当にはなりません。

■キャンペーン参加確認（申出受付または聞き取り）・個人情報の取扱確認

キャンペーン期間中、受付時または精算時において、お客様へキャンペーンへの参加意思の確認を行ってください。（本人申し出・事業所から聞き取り）

参加するお客様には個人情報の取扱いについての確認・同意を得てください。（口頭または同意書）

■商品券の発行・領収書（写し）保管

お客様のご利用額に応じた商品券をお渡しする。（5,000円（税抜）につき商品券1枚）

商品券の裏側には、事業者のサイン（判子等可）をしてください。

※お客様に発行した商品券を自社で使うことはできません。

かつおとくじらの町のくろしお町商品券

- 本券は、「くろしお町商品券登録事業所」のステッカーのある店で使用できます。
- 本券と現金とのお引換はできません。
- 本券の盗難、紛失または滅失などに対しては、発行者はその責を負いません。
- 黒潮町商工会印、発行日、有効期限なきものは無効です。
- 本券の有効期限は発行日から6ヶ月以内です。

<p style="text-align: center;">発行日</p> <p style="font-size: small;">通常発効日は 受取日翌月の 1日の日付が 記載されます。</p>	<p style="font-size: small;">事業者サイン欄</p> <p style="font-weight: bold; font-size: large;">黒潮町商工会</p> <p style="font-size: small;">高知県幡多郡黒潮町入野 1936-1 TEL 0880-43-1203 FAX 0880-43-4330</p>	<p style="text-align: center;">有効期限</p>
--	---	---

商品券裏側への事業者のサイン欄

<商品券を渡す基本額等>

・利用額5,000円（税抜き）につき商品券1枚（1,000円分）

※消費税額は含みませんのでご注意ください。

※宿泊・体験兼用施設は、宿泊事業のみが対象です。

※領収額（利用額）は、家族、団体でまとめることができます。

※精算時の領収書写し（コピー、デジタル写真可）が実績報告時に必要ですので必ず保管してください。

【問】黒潮町商工会 TEL43-1203 Fax43-4330 e-mail:kuroshio@kochi-shokokai.lg.jp